

みなみなネット利用規約

(総則)

第1条 みなみなネット利用規約（以下「本規約」という。）は、南さつまポータルサイト「みなみなネット」（以下「ネット」という。）の運営に関し、みなみなネット協議会並びに事務局（以下「事務局」という。）と利用者との関係について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 このネットは、事務局と会員相互の情報収集・提供やコミュニケーションと、インターネットを通じた情報発信を促進することを目的とする。

(事務局)

第3条 南さつま市役所内に事務局を置く。

(会員および利用者)

第4条 このネットの会員とは、本規約を承認のうえ所定の手続きにより入会した者をいい、利用者とは、会員を含むネットの機能を利用する全ての者とする。

(入会)

第5条 申込みは、申込書に記入のうえ事務局へ届け出るものとする。ただし、申込みに対し事務局が審査を行い入会に支障があると判断した場合は、入会を承認しないことがある。

(会員情報)

第6条 会員が入会のために開示した個人情報（以下「会員情報」という。）のうち、ネットで開示される会員情報以外の会員情報について、事前の同意なく事務局が第三者に対しこれらの会員情報を開示することはありません。ただし、公的機関からの照会や、法令により開示義務を負う場合はその限りではありません。

2 会員は、会員情報に変更が生じた場合、速やかに事務局に通知するものとする。

3 管理者及び事務局は、ネットの品質向上のために会員情報を集計および分析できるものとする。

4 会員情報は、ネットのプライバシーポリシーに従い事務局が管理します。

(会費等)

第7条 入会金や会費は無料とする。ただし、通信料は利用者の負担とする。

(会員の禁止行為)

第8条 次の各号に掲げる行為を、ネットを利用して行ってはならない。

(1) 法令に違反する行為、違反の恐れのある行為、またはこれらを助長する行為

- (2) 他の会員又は第三者への誹謗・中傷行為
- (3) 他の会員又は第三者への不利益を与える行為
- (4) 選挙運動又はこれに類似する行為
- (5) 公序良俗に反する行為、並びに児童や若年者に対し悪影響があると判断される行為
- (6) ネットに入力されている情報の改ざん行為
- (7) ネットの運営を妨げる行為
- (8) 利用者、第三者または事務局の正当な権利を侵害する行為
- (9) 他の会員のID及びパスワード等を盗用する行為
- (10) 過度あるいは不適切に特定の外部サイトへ誘導することが目的と判断される行為

2 前項の各号に該当する行為によって、事務局が被った損害については、その賠償を当該会員に請求することができるものとする。

(ID及びパスワード等の管理)

第9条 ID及びパスワード等の譲渡や名義変更は認めない。また、ID及びパスワード等が盗難にあった場合、速やかに事務局へ届け出るものとする。

(ID及びパスワード等の管理責任)

第10条 ID及びパスワード等の管理は、会員の責任とする。また、パスワードの盗用や第三者の不正使用による損害について、事務局は一切の責任を負わないものとする。

(情報の取り扱い)

第11条 ネットの情報は、事務局の了承なしに複製・販売・出版その他に利用したり、公開することはできないものとする。

2 利用者が前項に違反するの行為を行い、事務局が何らかの損害を被った場合、利用者は事務局に対して損害の賠償をしなければならない。

3 会員が投稿した内容の著作権は事務局に帰属し、その対価として会員に対し何らの支払も要しないものとする。

(書き込み内容の削除)

第12条 次の各号に掲げる事項について、事務局は、書き込んだ内容を会員に通知することなく削除できるものとする。また、書き込み内容の削除について、事務局はその理由を開示する責任を負わないものとする。

- (1) 書き込み内容が第8条の禁止行為に該当すると判断したもの
- (2) 書き込み後一定期間を経過したもの
- (3) その他事務局が不適當であると判断したもの

(会員資格の喪失)

第13条 事務局は、会員が次の各号に該当する場合は、会員の資格を取り消すことができるものとする。この措置により会員に損害が発生しても事務局は責任を負わないものとする。

する。

- (1) 第8条の禁止行為を行った者
- (2) 申込みにあたって、虚偽の事項を記載したことが判明した者
- (3) 事務局の承認を得ずに二重にIDを取得した者
- (4) その他この規約に違反した者

(退会)

第14条 会員が退会する場合は、事務局に届け出るものとする。

(運営の停止)

第15条 事務局は、最低1か月前の予告期間をもって、ネットの運営を停止することができる。

2 事務局は、運営の停止により発生した利用者の損害については、いかなる責任及び一切の損害賠償を負わないものとする。

(運営の中断)

第16条 ネットの稼働は原則として24時間とするが、やむを得ず稼働を中断する場合は、事前に会員に連絡することとする。ただし、不測の停電・天災等不可抗力の事態に起因する場合は、この限りでない。

2 事務局は、運営の中断により発生した利用者の損害については、いかなる責任及び一切の損害賠償を負わないものとする。

(事務局の免責事項)

第17条 事務局は、ネットの利用により発生した利用者の損害については、いかなる責任及び一切の損害賠償を負わないものとする。

2 利用者がネットを利用することにより得られる情報については、その正確性・安全性・有用性については保障しない。また、ネットの利用により第三者に対して損害を与えた場合、会員は自己の責任と費用をもって解決し、事務局は責任を負わないものとする。

(本規約の範囲及び変更)

第18条 会員に対して随時発表される諸規程は、本規約の一部を構成するものとする。また、事務局は会員の承諾を得ることなく、本規約を変更することができる。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。